

第2期中期目標／中期計画の策定の考え方

第2期中期目標／中期計画の策定に当たっては、以下を参考に作業を進めている。

1 独立行政法人通則法

独立行政法人、中期目標・中期計画の根拠条文

2 研究開発力強化法

研究開発法人等を対象に、研究開発の基盤の強化、競争の促進、国の資金による研究開発の効率的推進、研究開発成果の実用化の促進等を規定。

3 独立行政法人の抜本的な見直しについて(H21.12.25閣議決定)

業務の徹底的効率化、経費削減等について規定

4 厚労省・独法評価委員会の評価結果(H21.12.25)

政独委の評価を踏まえた、独法評価委員会の評価結果

1 独立行政法人通則法

中期目標(厚労省策定)に規定すべき事項

- 中期目標の期間(原則として5年間)
- 業務運営の効率化に関する事項
- 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
- 財務内容の改善に関する事項
- その他業務運営に関する重要事項

中期計画(中期目標に基づき、法人策定)に規定すべき事項

- 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
- 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
- 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画
- 短期借入金の限度額
- 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
- 剰余金の使途
- その他主務省令で定める業務運営に関する

2 研究開発力強化法(研究開発システムの改悪の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発労の効率的推進等に関する法律)

目的

- 研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的な推進
- 国、地方公共団体、研究開発法人、大学、事業者等の責務等を明らかにする

概要

- 研究開発機関の研究開発能力の最大限の發揮による科学技術水準の向上及びイノベーションの創出
- 研究開発施設等の共用及び知的基盤の共用の促進
- 国の資金により行われる研究開発等の効率的推進(翌年度繰越、事業者等からの資金の受け入れ、)
- 若年研究者等の能力の活用

3 独立行政法人の抜本的な見直しについて

概要

○独立行政法人における業務の徹底した効率化と経費の節減を図る。

4 厚労省／独政評価委員会における評価結果

(1) 調査研究の重点化

○より効率的、かつ効果的に画期的な医薬品・医療機器の開発支援に資するよう事業を実施する観点から、

①新興/再興感染症対策、迅速な医薬品開発、③難病対策等の国の政策課題の解決と製薬産業等の活性化を図る研究内容とする。

(2) 実用化研究支援事業等の見直し

○繰越欠損金の解消を図るため、事業化の進捗状況をフォローし、厳格に評価する。

(3) 承継業務の適正化

○収益最大化のための指導を引き続き実施するとともに、収益が管理コストを上回る見込みのない法人については解散整理等の措置を講ずる。

(3) 培養細胞提供業務の見直し

○業務提携による分譲のあり方を見直し、分譲は医薬基盤研究所自らが実施する形に改め、必要な委託業務については、一般競争入札をはじめ、競争性のある業務形態とする。